

## 理事会への上程議案を審議

### 日本自動車会議所第78回運営委員会開催



**日** 本自動車会議所は2月20日、東京・港区の日本自動車会館「くるまプラザ」会議室で第78回運営委員会（委員長＝永塚誠一・日本自動車工業会副会長）を開催、3月2日に予定している第199回理事会の上程議案について審議した。

永塚委員長の挨拶に続いて、中島哲専務理事が平

成30年度事業計画案について説明。続いて畠山太作常務理事が同予算案について、最後に小林義信理事が評議員委嘱について説明した。今回から議案書は事前送付されており、活発な意見交換を経て、議案は一部修正のうえ承認され、委員会は閉会となった。

## 第98回全国自動車会議所 専務理事会を開催

### 最近の事業活動および 主要課題について意見交換

**第** 98回全国自動車会議所専務理事会が2月8、9日の両日開催された。会議には、各都府県自動車会議所から16名が出席し、日本自動車会議所より最近の事業活動や当面の主要課題、平成30年度の事業方針および事業計画の方向性についての説明の後、意見交換が行われた。

会議は、日本自動車会議所の中島哲専務理事の挨拶より始まり、畠山太作常務理事が同会議所平成29年度の主な事業内容について総括的に報告した。続いて、自動車関係諸税の負担軽減・簡素化要望にとって重要な位置付けにあたる平成31年度税制抜本改正に向けた今後の税制委員会活動計画について説明した。あわせて要望実現に向けた自動車税制改革フォーラムのさらなる取り組み強化の考え方について報告された。また自賠責の特別会計への繰戻し期限に関する取り組みについては、今年度の活動成果として、23.2億円が15年ぶりに返済再開されたことの説明が行われた。



次に松尾智彦事務局長が、平成29年度の交通安全活動の総括として、「交通安全。アクション」（年2回開催）の実績、交通安全啓発ポスター（エコドライブポスター）の展開、また4月に開催される「交通安全。アクション2018新宿」の開催計画に関して報告した。

後半は、畠山常務より、日本自動車会議所のHPの取り組みの状況、「自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）」の平成29年度の状況などが紹介された。

最後に、松尾事務局長が次回及び来年度以降の本専務理事会開催地について説明・提案し、次回専務理事会が10月に福島県いわき市で開催されることが了承された。その後、各都府県自動車会議所との意見交換ならびに情報交換が行われ、会議は終了となった。

## 「自動車登録等適正化推進運動」を実施中

—変更・移転手続きの早期実施を呼びかけ—

自動車登録等適正化推進協議会・国土交通省



**日** 本自動車会議所を含む自動車関係13団体で構成する「自動車登録等適正化推進協議会」と国土交通省は、総務省、警察庁の協力を得て、自動車ユーザーに対して、自動車の変更・移転手続きを適正に行ってもらうための啓発活動を展開している。同協議会と国交省では、引っ越しによるクルマの変更登録や、所有者の名義変更に伴うクルマの移転登録を周知させるためのリーフレットを作成し、関係機関を通じてユーザーへ配布しており、ホームページや広報紙誌などにも掲載して周知に努めている。

さらに、盗難や事故の際、所有者や使用者の確認が遅れるといった支障をきたす恐れなどもある

ことから、同協議会と国交省では、転勤や就職などで人の移動が活発化する年度末から新年度初めにかけて、クルマの適切な手続きの周知徹底を図っている。

自動車の所有者が住所を変更した場合は「変更登録」の手続きを、所有者の名義を変更した場合は「移転登録」の手続きを、15日以内に行うよう法律（道路運送車両法）で義務付けられており、これを怠ると罰金が課せられることもある。軽自動車も同様に、住所や名義を変更した場合には、「自動車検査証の記載事項の変更手続き」が必要だ。

なお、住所変更に伴い、自動車のナンバーが変わる際には、自動車のナンバープレートに自分の希望する番号をつけることもできる。

変更すべき登録内容をそのままにしておくと、リコールの案内や、税金・保険の通知が届かないこともある。また、これらの通知が以前の住所や所有者に届けられると、トラブルの原因にもなりかねない。

リーフレットは市区町村、警察署、運転免許センターなどの窓口で配布されており、裏面には全国の問い合わせ先電話番号の一覧も掲載されている。詳細は同協議会事務局の一般財団法人自動車検査登録情報協会のホームページにも掲載されている。アドレスは次のとおり。

<http://www.airia.or.jp/campaign/index.html>

## 平成29年度「不正改造車を排除する運動」実施結果まとまる

# 強化月間に325回の街頭検査、307台に整備命令

不正改造防止推進協議会・国土交通省

**自** 動車関係33団体で構成する「不正改造防止推進協議会」（事務局＝日本自動車整備振興会連合会）と国土交通省はこのほど、平成29年度「不正改造車を排除する運動」の実施結果を取りまとめ、3月2日に東京・千代田区の経済産業省別館会議室で開催された全体会議で公表した。同運動は通年に

わたって実施されているが、特に6月の強化月間には、同協議会と国交省が中心になって不正改造が犯罪であることを周知する啓発活動を実施。チラシやポスター、マスメディアなどを通じて、不正改造の排除と防止を訴えている。当会議所も同協議会の構成団体として会報やホームページなどで啓発活動を

展開した。

今回取りまとめられた実施結果によると、同協議会と国交省が広報活動に用いたポスターは14万4,000枚、チラシは57万枚に及ぶ。同協議会では傘下の団体・会



平成29年度の強化月間の啓発ポスター

員の事業所などで、国交省は地方の出先機関や公共施設などで掲出・配布した。また、新聞、ラジオ、テレビのほか、特に不正改造の認知度が低い若者をターゲットに、ウェブサイトでの啓発活動も積極的に実施した。

さらに、国交省の呼びかけに応じ、全国306のバス事業者が、横断幕による啓発広告をバス前面に掲示して同運動に協力。また、大勢の人が集まるサッカースタジアムや競馬場などで電光掲示板による広報活動も行われた。

このほか、国交省、警察庁、自動車技術総合機構、軽自動車検査協会などが強化月間期間中に全国で325回の街頭検査を行い、計2万2,936台の車両を検査。不正改造車と認められた場合は整備命令を発令するが、今回は307台に整備命令が出された。このうち特に多かったのが、「不適切な灯火器等」(278件)、「着色フィルム等の貼付等」(220件)、「回転部分のはみ出し等」(212件)、「基準不適合マフラーの装着等」(87件)。国交省では、整備命令に従わない自動車使用者には「車両の使用停止等を含む厳正な処分」で対応しているという。

全国の運輸支局など53カ所では相談窓口も設置され、一般から寄せられた情報に基づいて、不正改造ユーザーに対して同省が警告ハガキを送付したり、不正改造状態の改善を求めてたりしており、今回は相談件数3,402件、通報件数635件があり、警告ハガキの送付は473件だった。

# エコドライブで明日への架け橋を。

明日の地球のために、明日の自分のために。

START! ECO DRIVE



## エコドライブ10のすすめ

- ① ふんわりアクセル「eスタート」
- ② 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転
- ③ 減速時は早めにアクセルを離そう
- ④ エアコンの使用は適切に
- ⑤ ムダなアイドリングはやめよう
- ⑥ 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう
- ⑦ タイヤの空気圧から始める点検・整備
- ⑧ 不要な荷物はおろそう
- ⑨ 走行の妨げとなる駐車はやめよう
- ⑩ 自分の燃費を把握しよう

エコドライブしよう!

日本自動車会議所